

## 弘前市会計年度任用職員(事務員)募集要項

観光課事務に従事する会計年度任用職員を募集します。

### 1. 募集職種及び業務内容

募集職種	業務内容
会計年度任用職員 (事務員)	・PRIに関する各種グッズの管理事務及び記録整理補助 ・市マスコットキャラクターを活用したイベント出演(市内外) ・外部団体等によるイベントへの着ぐるみの管理事務 など

2. 応募資格 業務経験、免許資格 不問。

3. 雇用期間 令和2年11月1日から令和3年3月31日まで。  
以降については業務が継続する場合、本人の勤務状況等により再度の任用の可能性あり。なお、最初の1か月は条件付採用期間となります。

### 4. 勤務場所、勤務時間等

配属先	勤務場所	勤務時間等
観光課	弘前市上白銀町1番地1 (弘前市役所 本庁)	休日: 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始 (12月29日～1月3日) 勤務時間: 週30時間 (①8:30～15:15、②10:15～17:00) ※業務の状況により休日勤務及び 時間外勤務の可能性あり 休憩時間: 45分

5. 休暇 (1)年次有給休暇: 任用時に、雇用期間に応じた日数を付与。以後、再度の任用時に勤続年数に応じた日数を付与。

(2) その他の休暇(取得条件あり)

有給(公民権行使のための休暇、結婚休暇、夏季休暇、忌引休暇、現住所滅失等による休暇、災害等出勤困難による休暇、災害時退勤途上危険回避による休暇、生理休暇)

無給(療養休暇、病気休暇、骨髓等ドナー休暇、産前休暇、産後休暇、育児時間、子の看護休暇、短期介護休暇、妊娠中等定期健診のための休暇、妊娠疾病休暇、介護休暇、介護時間)

### 6. 報酬等

(1)報酬 月額 113,109 円

※再度の任用時に報酬が加算される場合があります。

(2)通勤手当 通勤方法と距離に応じて支給(片道 2km 以上の場合に支給、交通機関利用の場合は定期代(1か月あたり月額 55,000 円以内)、交通用具利用の場合は距離に応じて 31,600 円以内)。

(3)期末手当 6月と12月に1.0月分(年2.0月)を上限に支給。

(4)給与締切日 月末締め

(5)給与支払日 当月 21 日

7. 社会保険等 社会保険(協会けんぽ、厚生年金)及び雇用保険に加入。

8. 応募方法 市販の履歴書に必要事項を記入し、顔写真を添付の上、弘前市観光課観光企画係へ持参または郵送により提出してください。

9. 申込先 〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1 弘前市観光課観光企画係

10. 受付期間 令和2年10月22日（木曜日）17時まで（必着）

※なお、郵送による場合は、令和2年10月22日（木曜日）17時までに到着したものに限り受付します。

11. 選考方法

(1) 第一次選考 書類審査を実施します。

(2) 第二次選考 個人面接を実施し、採用者を決定します。

第二次選考の詳細については、第一次選考を通過した応募者に通知します。

12. 面接日及び場所 令和2年10月26日（月曜日）午前9時より、弘前市役所本庁内で行います。  
詳細は該当者に別途連絡します。

13. その他

(1) 地方公務員法第16条の欠格事項（次のアからウ）に該当する方は申し込みできません。

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 弘前市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 営利企業の従事（兼業）については、一律に禁止するものではありませんが、内容によっては制限がありますので、事前にご確認ください。

14. 服務

任用時に、地方公務員法第31条の規程に基づき、服務の宣誓を行っていただきます。また、任用期間中は、以下の義務を負うこととなります。

(1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）

(2) 信用失墜行為の禁止（同法第33条）

(3) 秘密を守る義務（同法第34条）

(4) 職務に専念する義務（同法第35条）

(5) 政治的行為の制限（同法第36条）

(6) 争議行為等の禁止（同法第37条）

15. 問合せ先 雇用条件について：人事課人事研修係（電話 0172-35-1119）

業務内容について：観光課観光企画係（電話 0172-35-1128）